

令和4年第4回安城市議会定例会陳情文書表

令和4年11月30日

番 号	陳 情 第 2 号	受理年月日	令和4年11月10日
件 名	マスクの着用に関する正しい情報とマスク着用の有無による差別や偏見が起きないよう積極的な周知や啓発を求める陳情		
提 出 者	齋 藤 梨 沙 他2名		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要 旨	<p>陳情の趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染の流行から早2年半が経過しました。</p> <p>この間、市民並びに子どもたちの命と健康、社会や学校生活を守る為にご尽力頂き、深く感謝と御礼を申し上げます。</p> <p>このコロナ禍によって市民や子どもたちは感染対策や行動自粛などで日常や学校生活において様々な影響や制限を受けてきました。その中にはマスクの常時着用がいつしか当たり前のような状態になっていることも挙げられるかと思えます。</p> <p>マスクの着用については国が示しているように基本的な感染対策であることは理解しています。</p> <p>一方で国はマスクの着用に関して、感染状況に応じた考え方を示し、現在は「屋外では季節を問わず、マスクの着用は原則不要」（資料1）としています。</p> <p>特に子どもたちに対しては今年5月の「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」の通知や啓発リーフレット（資料2）において「屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際もマスク着用が必要ない場面」などを示していますし、更に10月にはマスク着用の考え方について更なる周知を図る為に再度国から通知（資料3）が出され、その中には、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知を」としてあります。</p> <p>しかしながら、令和4年9月26日付けのニュース（資料4）によりますと、とし4月、三重県鈴鹿市にて、“登下校時にマスクの着用をしていない”ことを理由に、小学生男児が殴られ全治2週間のけがをすると言う事件があり、60代の男が逮捕されました。</p> <p>このことは、法務省がホームページ上で注意喚起しておりました（資料5）“誤った正義感”にあたり、ホームページ上の言葉を引用するのであれば、“自らの主張を実現するために他人を傷つけることは、絶対に許されることではありません。</p> <p>また、私たちと同じ小学生の母親から『周囲に誰も居ない屋外で母親がマスクを外して居ると、子どもから、「おかあさんが、誰かに怒鳴られたりしたら怖いから、マスクをして欲しい」と泣かれた』という声を聞くなど、息苦しさや暑さを感じている際であっても、本来マスクの着用が必要ない場面であっても、適切なタイミングで、マスクを外すことができない精神状態の子どもたちがたくさんいます。</p> <p>このようにまだまだマスク着用に対する正しい情報が周知や理解されず、誤った情報や価値観により、マスクの強要やマスク着用の有無による差別や偏見等が起きているのが現状だと実感しています。</p> <p>特に身体的・精神的理由によりマスクの着用ができない人や子ども、またマスクの常時着用により不安や不調を感じる人や子どもたちに対してはそうした状況を理解し尊重することが必要だと思えます。</p>		

要
旨

また、子どもについては、文部科学省の教職員用保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（資料6）には感染者、ワクチン接種の有無、マスクの着用の有無など新型コロナウイルス感染症に関連する“差別や偏見”が起きないように指導内容が示されていますし、更には、令和4年6月15日に国会にて可決成立されたこども基本法（資料7）によりますと、子どもの権利条約の中に、子どもたちには暴力や搾取、有害な労働などから【守られる権利】があります。また、条約の中には、“すべての子どもは子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される”と、【差別の禁止】についても掲げられております。

マスク着用に関して何より大切なことは、正しい情報のもと、マスクの着用の有無は強制するものではなく、多様な考え方があることから、お互いの立場や状況、考え方を理解し尊重することであり、そこに差別や偏見、いじめや誹謗中傷など起きてはならないと考えています。

こうしたことが起きないように健全で明るい地域社会と子どもたちの健やかな成長を願い、以上の理由により、次の事項について陳情いたします。

陳情事項

- (1) マスクの着用に関する正しい情報とマスク着用の有無による差別や偏見が起きないように周知や啓発等を積極的に行って頂くようお願いいたします。
- (2) (1) について、安城市においても新潟市（資料8）や飯塚市教育委員会（資料9）、富山市教育委員会（資料10）のようなチラシ・リーフレットを作成して頂くようお願いいたします。
- (3) 作成したチラシやリーフレットを、「広報あんじょう」や市のホームページへの掲載、町内会での回覧・掲示、公共施設への掲示、小中学校や幼保・こども園など教育機関や保育機関での保護者への配布や掲示など積極的に周知して頂くようお願いいたします。